

<p>8</p>	<p>主な長調の調号と主音</p> <p>ハ長調 (A) ニ長調 (B) ホ長調 ロ長調</p> <p>ヘ長調 変ロ長調 (C) 変イ長調 変ニ長調</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>9</p>	<p>主な短調の調号と主音</p> <p>イ短調 ホ短調 ロ短調 (A) 嬰ハ短調 嬰ト短調</p> <p>ニ短調 (B) ハ短調 ヘ短調 (C)</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>10</p>	<p>和音とは、高さの異なる2つ以上の音が同時に響くときの音のことをいい、音の重なり方によって、(A) と (B) がある。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>11</p>	<p>コードネームとは、和音につけられた名前のことをいい、和音の基本となっている音 ((A)) がコードの基本名となる。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>12</p>	<p>主なコードネーム</p> <p>C Cm C7 Cm7 CM7 C_{aug} C[#]</p> <p>D Dm D7 Dm7 DM7 D_{aug} D^b</p> <p>G Gm G7 Gm7 GM7 G_{aug} G^b</p> <p>A Am A7 Am7 AM7 A_{aug} A^b</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>

13	<p>(A)・コードは、三和音のメジャー・コード (C、D など) に、短7度 (m7) の音を重ねた、四和音 (属7 の和音) のコード (C7、D7 など) である (「音楽理論編」 p19・20 参照) 。</p>	□ □ □
14	<p>和音の転回形とは、和音の構成音 (根音、第3音、第5音、第7音) の順番を変えたもので、根音以外の音を最低音にしたものである。</p> <p>第1転回形とは、第 (A) 音が最低音となるものである (根音が1オクターブ上に移動する) 。</p> <p>第2転回形とは、第 (B) 音が最低音となるものである (根音と第3音が1オクターブ上に移動する) 。</p> <p>第3転回形とは、第 (C) 音が最低音となるものである (根音と第3音と第5音が1オクターブ上に移動する) 。</p>	□ □ □
15	<p>(A) とは、楽曲の相対的な音程関係を変えることなく、別の調に変えることで、(B) (曲の途中で調が変化すること) とは異なる。</p>	□ □ □
16	<p>移調には、長音階は (A) 音階、短音階は (B) 音階へ移調するという法則がある。</p>	□ □ □

《第2節 楽典用語》

1	<p>音の強弱に関する記号</p> <p>ff (フォルティッシモ) = 「とても (A) 」</p> <p>pp (ピアニッシモ) = 「とても (B) 」</p> <p>cresc. (クレッシェンド) = 「だんだん (A) 」</p> <p>decresc. (デクレッシェンド) = 「だんだん (B) 」</p>	□ □ □
2	<p>音の速さに関する記号</p> <p>vivace (ビバーチェ) = 「(A) 」</p> <p>allegro (アレグロ) = 「快速に」</p> <p>allegretto (アレグレット) = 「やや (B) 」</p> <p>moderato (モデラート) = 「(C) の速さで」</p> <p>andante (アンダンテ) = 「ゆっくりと歩く速さで」</p> <p>lento (レント) = 「(D) 」</p>	□ □ □

《第2節 色彩》

1	色は、無彩色(白、黒、(A))と有彩色(白、黒、(A)を除いた他のすべての色)に分けられる。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	色の3要素(3属性)は、明度(明るさの度合い)・(A)・色相(色味の種類)である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	色相環とは、色相を、色の連続性に従って円形状に配置したものをいう。色相環の距離が(A)ほど、色相が似ている。	<p style="text-align: center;">色相環(12色)</p>
4	(A)は、最も鮮やかな色で、一般に色相環であらわされる色である。(B)は、(A)に白だけ、または黒だけを混ぜた色のごとで、濁りのない色であるが、(A)に比べて(C)が下がる。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	色相環で正反対の位置の色を混色すると(A)になる。これを、(B)という。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	ある色をじっと見つめて目を離すと、色相環で正反対の位置にある色が残像として見える。これを、(A)という。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	七色の虹の色の並びは、上から順に、(A)→※→(B)→※→(C)→藍→紫、となる(※は、両隣の色を混色してできた色とする)。虹の色の並び順は、(D)の色の並び順に対応している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	混色でつくることのできない3色を、色の3原色という。 色光(舞台照明など)の3原色 = 赤・青・(A) 色料(絵の具、染料など)の3原色 = 赤・青・(B)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	色光を同時に重ね合わせることによって、明度が高くなる混色を、(A)という。色光の3原色を重ね合わせると、(B)色となる。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	色光以外のものを混ぜ合わせることによって、明度が低くなる混色を、(A)という。色料の3原色を混ぜ合わせると、(B)色となる。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

第4章 保育保育所保育指針に基づく保育内容の理解

《第1節 保育所保育に関する基本原則等》

1	<p>2017(平成29)年の「保育所保育指針」の改定(2018(平成30)年4月1日施行)では、「改定の方向性」として、以下の5点が示された。</p> <p>① 乳児・1歳以上(A)歳未満児の保育に関する記載の充実</p> <p>② 保育所保育における(B)の積極的な位置づけ</p> <p>③ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた(C)の記載の見直し</p> <p>④ 保護者・家庭及び地域と(D)した子育て支援の必要性</p> <p>⑤ 職員の資質・(E)の向上</p>	□□□
2	<p>保育所保育指針 第1章1(1)(保育所の役割)</p> <p>(1) 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な(A)を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの(B)を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する(C)を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における(D)を通して、(E)及び(F)を一体的に行うことを特性としている。</p> <p>(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な(G)との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び(H)の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、(I)に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する(J)を行うものであり、その職責を遂行するための(B)の向上に絶えず努めなければならない。</p>	□□□

3	満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室または（ A ）、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室および便所を設けることとされている（設備運営基準32条5号）。	□ □ □
4	保育所には、保育士、（ A ）および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる（設備運営基準33条1項）。	□ □ □
5	保育所における保育時間は、1日につき（ A ）時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、（ B ）がこれを定める（設備運営基準34条）。	□ □ □
6	保育所は、自らその行う「児童福祉法」第39条に規定する業務の（ A ）の評価を行い、常にその（ B ）を図らなければならない。また、保育所は、定期的に（ C ）による評価を受けて、それらの結果を（ D ）し、常にその（ B ）を図るよう努めなければならない（設備運営基準36条の2）。	□ □ □

⑤ 幼保連携型認定こども園

1	幼保連携型認定こども園は、（ A ）およびその後の教育の基礎を培うものとしての満（ B ）歳以上の幼児に対する教育および（ C ）乳児・幼児に対する保育を（ D ）的に行い、これらの乳児または幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする（児童福祉法39条の2第1項）。	□ □ □
---	---	-------

⑥ 児童厚生施設

1	児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な（ A ）を与えて、その健康を増進し、または（ B ）をゆたかにすることを目的とする施設とする（児童福祉法40条）。	□ □ □
2	児童厚生施設には、（ A ）を置かなければならない（設備運営基準38条1項）。	□ □ □